

食安輸発0610第4号

平成23年6月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(中国産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の名称変更)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年6月10日付け食安輸発0610第2号）にて通知したところです。

今般、製造者より輸入者を通じて、下記のとおり製造者名を変更した旨の報告があったことから、別表12を別添のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

変更前 DONGYU FOOD CO., LTD.

変更後 PUNING DONGYU FOOD CO., LTD.